

子供を守る親の責任

携帯電話・スマートフォン等 申し合わせ事項

令和元年 7月9日

桐生市立清流中学校 PTA 本部

ネット上に載った情報は一瞬にして世界中に広がります。また、一度ネット上に載ると、完全には消す事は出来ません！ 大きな事件が起きてからでは遅いのです！

清流中学校では、携帯電話・スマートフォン等の機器は学校へ持ち込まないよう、生徒に指導しています。また、中学生には携帯電話・スマートフォン等の機器を安易に買い与えないよう、保護者会等をお願いしております。

しかし最近、清流中の生徒が、ツイッターなど各種SNSに本人や友人の写真や動画、名前、学校名などの情報を載せ、外部の不特定多数から閲覧可能な状態にしている事例が複数みられ、外部のネットパトロール実施機関から通報指導されています。こうしたネット上への情報発信は、子供が所有する携帯電話やスマートフォンだけでなく、親の携帯電話やスマートフォン、タブレットやゲーム機などの機器を使用している事もあり、親が気付かなかった事例もみられます。

ネット上への安易な情報発信の結果、ネットいじめなど生徒間のトラブルに発展したり、個人情報特定され、見知らぬ大人からの誘い出しなどの事件に巻き込まれてしまったりする可能性があります。また、長時間使用による寝不足、学力低下、自己中心的な思考傾向、依存症など、子供達の考え方や生活にも大きく影響を及ぼしてしまいます。一日に2時間使用すると、年間では何と730時間(約30日!)使用することになり、この事は、使用を認めている保護者側にも大きな責任があります。

そこで、清流中PTA本部として学校側と相談し、以下のような申し合わせ事項を作成しました。各家庭での取り組みをよろしくお願いいたします。

- 1 携帯電話・スマートフォン等の機器は、安易に子供に買い与えない。**
- 2 携帯電話・スマートフォン等の機器を子供に使用させる場合には、保護者が管理者としての責任を持って、フィルタリングをかけたりロックナンバーを共有したりして、子供の使用状況を把握できるようにする。**
- 3 携帯電話・スマートフォン等の機器は、22時以後は保護者が預かる。子供に使用させない。緊急連絡等で使用する場合は、保護者の目の前で使用する。**
- 4 22時前であっても、携帯電話・スマートフォン等の機器は、通話・通信・インターネット・ゲーム等の利用目的にかかわらず、使用は一日2時間以内とする。**

*この用紙は、ご家庭のいつも目のつく所に掲示して下さい。